

## 大規模盛土造成地に関するQ & A

**Q1** なぜ、大規模盛土造成地マップをホームページで公表するのですか。

**A1** このマップは、大規模盛土造成地の存在を知っていただき、宅地の状況や周辺の擁壁、斜面に目を配り、安全点検に努めること等により、市民の皆様の防災意識を高めていただくことを目的としています。

**Q2** 公表されたマップに示されている箇所は危険ということですか。

**A2** マップは、造成前後の地形図等を重ね合わせて、大規模盛土造成地が域内にどれくらいあるか、また、概ねの位置と範囲はどうかというものを示すもので、**その造成地が危険か否かに着目して抽出しているものではありません。**お住まいの地域の防災情報の一つとして活用していただきたいと思います。

**Q3** 最近行われた造成地もマップに表示されていますか。

**A3** このマップは、造成前の地形図（昭和37年前後）と、造成後の地形図（平成30年前後）を重ね合わせ、大規模盛土造成宅地の概ねの位置と範囲を抽出、規模の大きいもの等を選定し目視で現地確認してマップに記載しています。

**Q4** マップでは、自宅の敷地が大規模盛土造成地の範囲にあるかどうかよく分かりません。もっと詳細な図面はありませんか。

**A4** 公表したマップ以上の詳細な図面はありません。マップは造成前後の地形図を重ね合わせて大規模盛土造成地を抽出しており、地形図の精度や重ね合わせに伴う誤差もあることから、大規模盛土造成地の概ねの範囲を示したものととなります。

**Q5** 大規模盛土造成地である土地を造成するときや住宅等を建築するときに特別な手続きが必要となりますか。

**A5** 大規模盛土造成地であることをもって、**造成や建築が制限されることはありません。**ただし、目的や規模によって、都市計画法等他法令により造成・建築が制限される場合があります。詳しくは、竹原市建設部都市整備課までお問い合わせください。

**Q6** 大規模盛土造成地マップと土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等は異なるのですか。

**A6** そのとおりです。大規模盛土造成地は、一定規模以上の谷埋め型、腹付け型の盛土箇所を示したものであり、土砂災害警戒区域等とは異なります。